

既設給水管の再利用方針
(暫定版)

令和6年12月

那覇市上下水道局料金サービス課

1. 目的

この方針は、那覇市の給水区域内における給水装置について、既設給水引込み管の再利用を認める場合、法定耐用年数を超えた給水管が建築後に管の漏水やバルブの不具合が生じた実績があったことから、既設給水引込み管の再利用について基準を設ける。

2. 対象範囲

配水本管の分岐からメーター1次側まで

3. 対象となる給水装置資材と法定耐用年数及び推奨更新年数

- ① ポリエチレン管 (40年)
- ② ダクタイル鋳鉄管 (40年)
- ③ 仕切弁・止水栓 (30年)

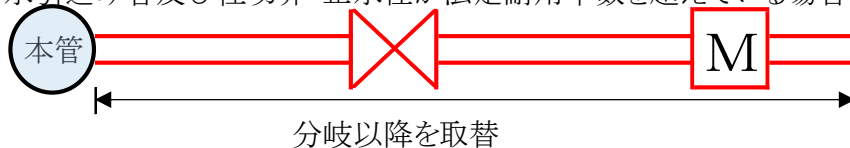
4. 判断基準

既設給水引込み管について、耐用（更新）年数以内で再利用に支障がなければ、既設の給水資材を使用することができる。（担当職員より承認を受けたものに限る）

5. 既設引込管の再利用の条件

- ① 既設分岐口径及び既設給水引込み管は新設引込み口径と同一の口径以上であること。
- ② ポリエチレン管については、耐用年数（40年）以内であること。また、2層管であること。（1層管は、再利用してはいけない。）
- ③ ダクタイル鋳鉄管については、耐用年数（40年）以内であること。
- ④ 仕切弁・止水栓については、更新年数（30年）以内であること。
- ⑤ ソフトシール仕切弁については、更新年数に係らず再利用してはいけない。また、バルブ操作に支障をきたす恐れがある仕切弁・止水栓についても再利用してはいけない。
- ⑥ その他、既設給水引込み管を使用することが不適当と判断した場合は、再利用してはいけない。

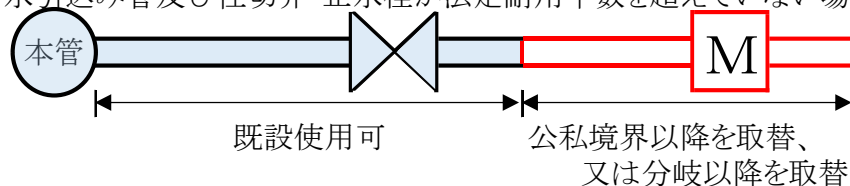
- 給水引込み管及び仕切弁・止水栓が法定耐用年数を超えている場合



- 仕切弁・止水栓のみ法定耐用年数を超えている場合



- 給水引込み管及び仕切弁・止水栓が法定耐用年数を超えていない場合



6. 廃止による既設分岐の撤去方法（別紙「T字管撤去及び分水栓閉栓標準図」参照）

- ① サドル分水栓については、分水キャップ止め。
- ② フランジ付割 T 字管については、栓止めし防護コンクリートの処理をすること。
※サドルを使用していないφ50の分水栓とダクタイル鋳鉄管の不断水 T 字管
- ③ フランジの無い割 T 字管については、取り外してストレートにすること。
※サドルを使用していないφ40の分水栓
- ④ 二受 T 字管については、取り外してストレートにすること。

7. ダクタイル鋳鉄管の新設給水引込みについて

原則、耐震継手の使用とする。

補足① 給水引込み管を耐震継手にさせる理由としては、現在、那覇市上下水道局では耐震化計画に基づき配水管は耐震管を使用しているが、給水引込み管を耐震管にしない場合、災害時に漏水が発生する可能性が高くなり、漏水を止めるために耐震化している配水管も断水させる事になるため。

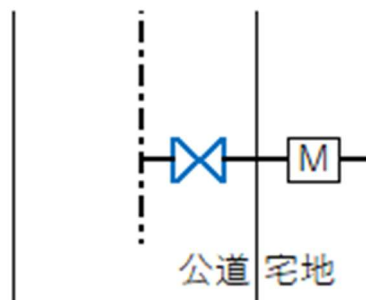
補足② 耐震管及び耐震適合管以外の未耐震管の分岐箇所については、例外的に耐震継手でなくても差し支えない。（分岐箇所以外は耐震継手）

8. 止水栓及び仕切弁の設置方法（参考図参照）

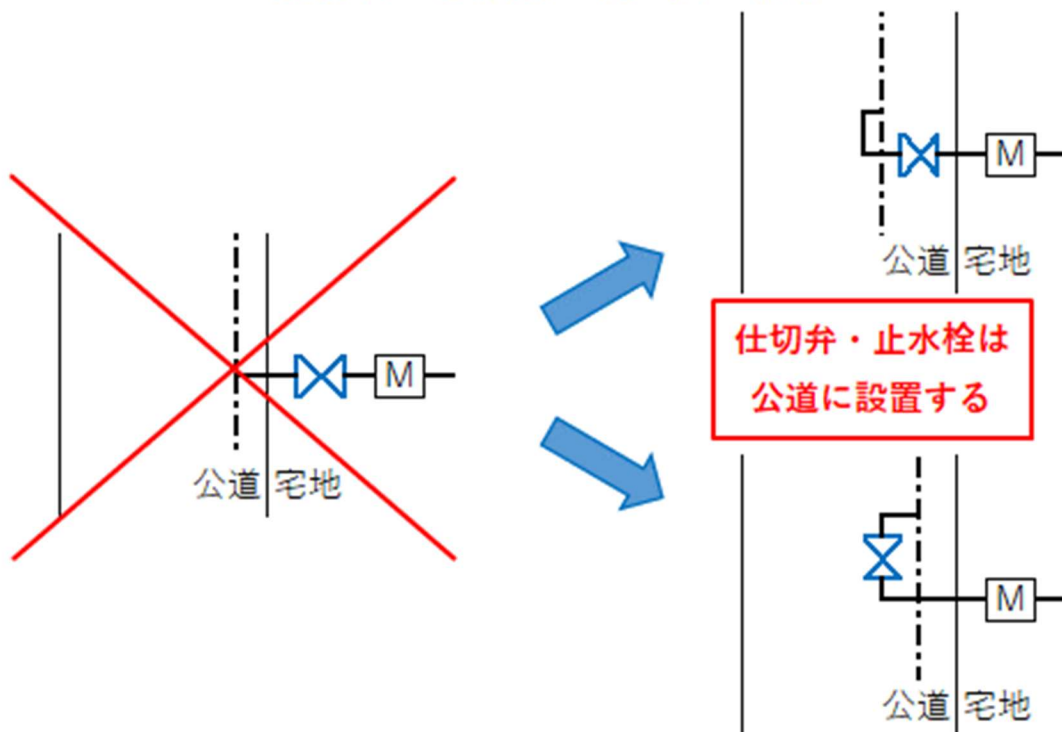
止水栓及び仕切弁については、公道側に設置する事。

※歩道の幅員が狭くて設置が厳しい場所についても、分岐を車道に向けるなど工夫して公道に設置する事。

【給水引込みの基本】



【配水管と宅地境界の間が狭い場合】



※分岐箇所のオフセットの記録を徹底させること。